

中高層建物直結給水施行基準

1. 目的

この中高層建物直結給水施行基準は、中高層建物へ直結給水する給水装置の設計及び施工に関して必要事項を定め、工事の適正な施行及び安全・安心な水道水の供給と給水サービスの向上を図ることを目的とする。

2. 定義

この基準における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 中高層建物

3階以上10階程度までの建物をいう。

(2) 専用住宅

専ら居住の用に供する建築物をいう。

(3) 集合住宅

専用住宅を集合した建物をいう。

(4) 直結直圧式

直結方式の一つで、配水管の水圧のみを利用して直接給水する方式をいう。

(5) 直結増圧式

直結方式の一つで、給水管の途中に増圧装置を設置し給水する方式をいう。

(6) 直結直圧高置水槽式

受水槽式で給水している既設建物で、直結給水に切り替えることができない場合等、配水管の水圧のみを利用して高置水槽まで直接給水する方式をいう。

(7) 直結増圧高置水槽式

受水槽式で給水している既設建物で、直結給水に切り替えることができない場合等、給水管の途中に増圧装置を設置し、高置水槽まで直接給水する方式をいう。

(8) 併用方式

一つの建物で、直結直圧式、直結増圧式及び受水槽式の給水方式を併用する方式をいう。

給水方式図

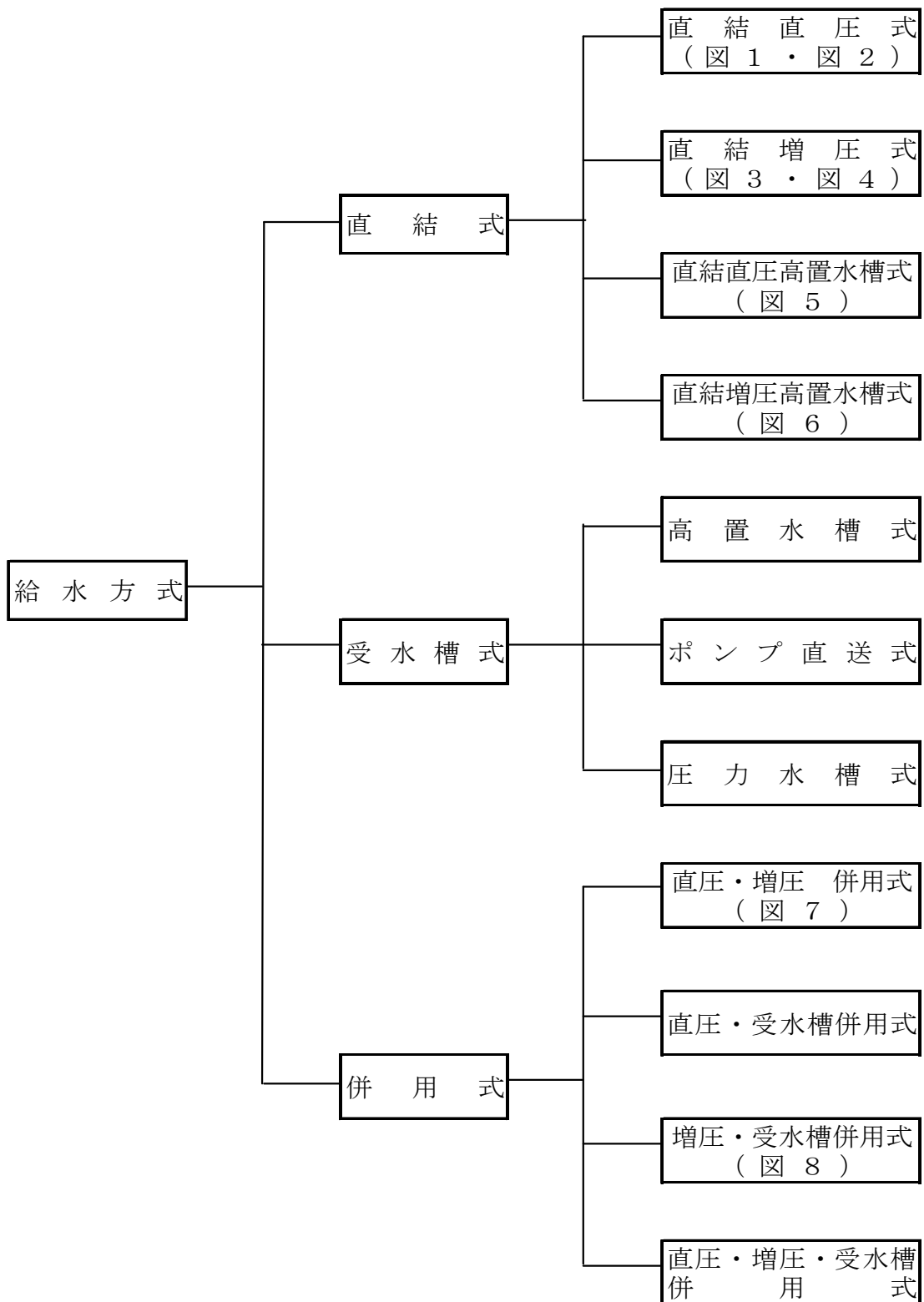


図1 直結直圧式(専用住宅)

5階建て専用住宅の例

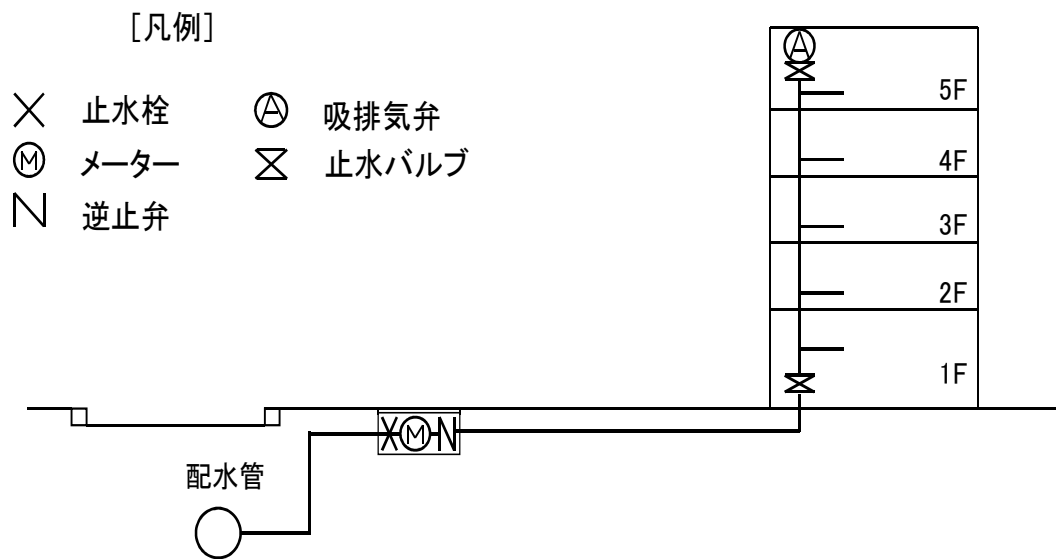


図2 直結直圧式(集合住宅)

5階建て集合住宅の例

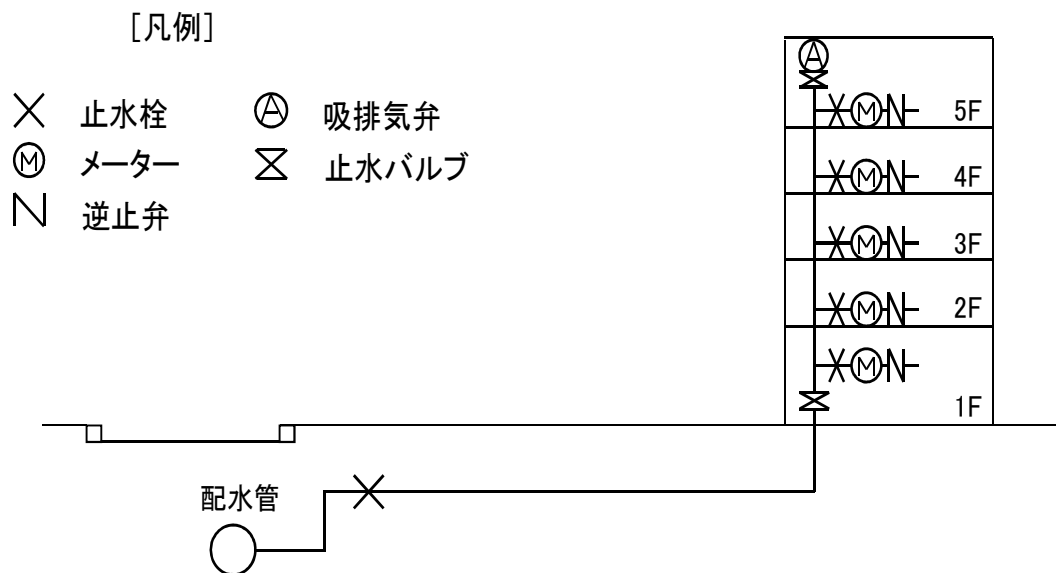


図3 直結増圧式(専用住宅)

5階建て専用住宅の例

[凡例]

- | | |
|--------|------------|
| ✕ 止水栓 | ㊦ 減圧式逆流防止器 |
| Ⓜ メーター | Ⓟ 増圧ポンプ |
| ∩ 逆止弁 | Ⓐ 吸排気弁 |
| | ⊗ 止水バルブ |

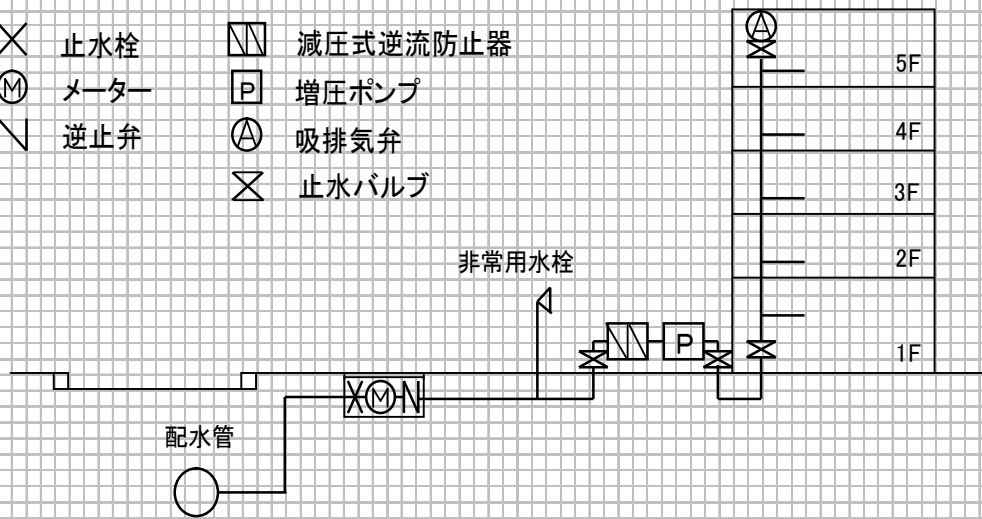


図4 直結増圧式(集合住宅)

10階建て集合住宅の例

[凡例]

- | | |
|--------|------------|
| ✕ 止水栓 | ㊦ 減圧式逆流防止器 |
| Ⓜ メーター | Ⓟ 増圧ポンプ |
| ∩ 逆止弁 | Ⓐ 吸排気弁 |
| | ⊗ 止水バルブ |

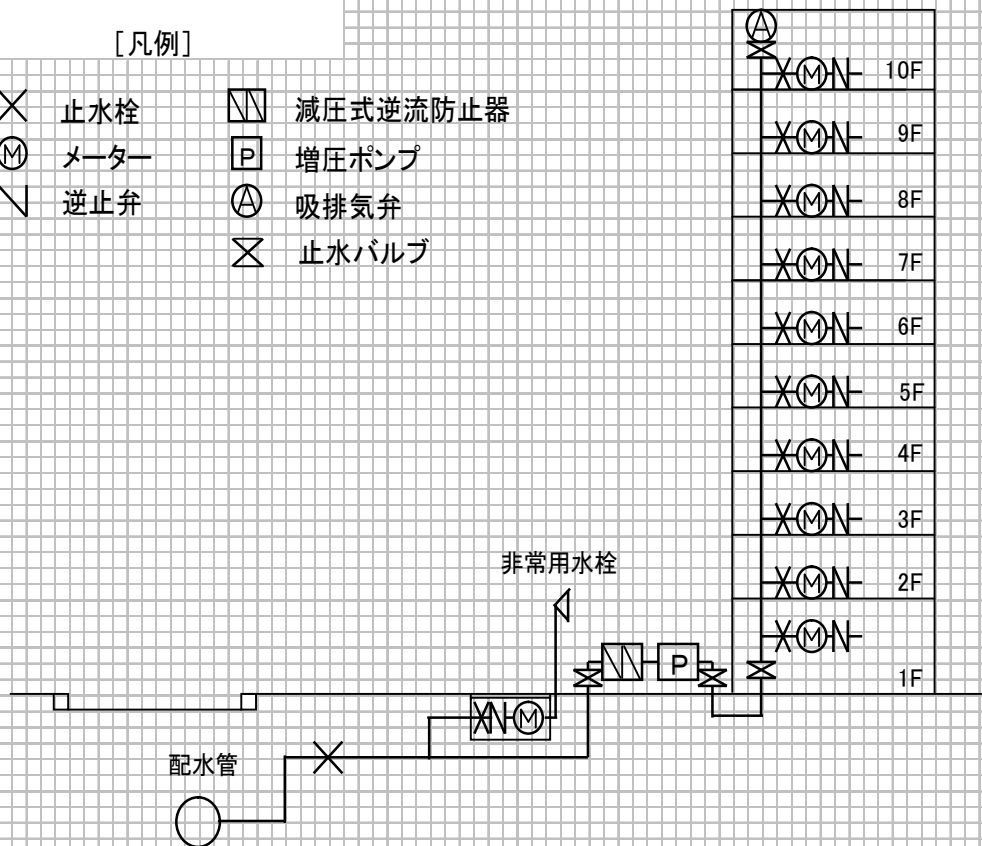


図5 直結直圧高置水槽式

4階建て専用住宅の例 ※9-(2)を条件とする

[凡例]

- × 止水栓
- Ⓜ メーター
- ∩ 逆止弁

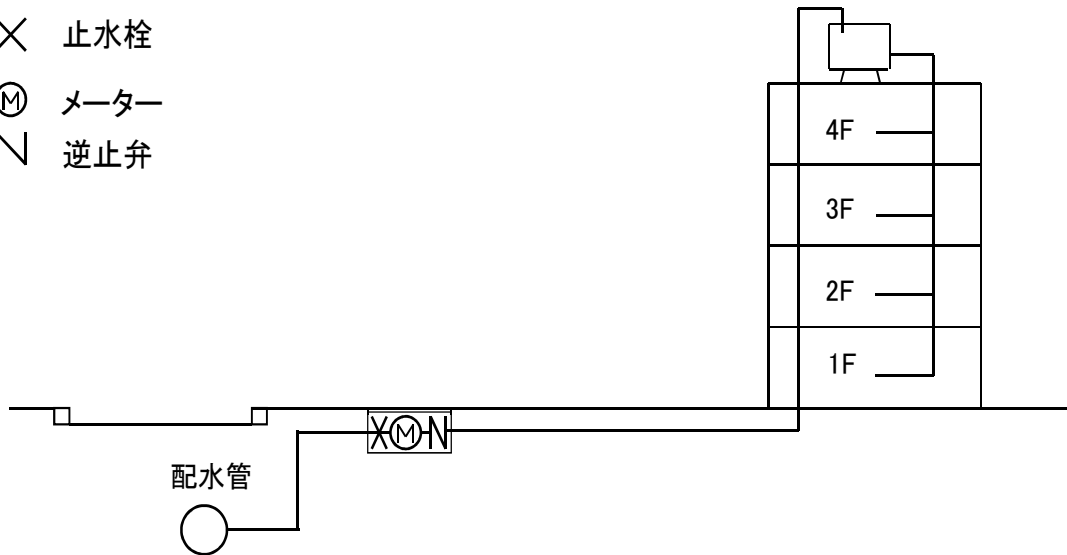


図6 直結増圧高置水槽式

5階建て専用住宅の例 ※9-(2)を条件とする

[凡例]

- × 止水栓
- Ⓜ メーター
- ∩ 逆止弁
- ▨ 減圧式逆流防止器
- ⓐ 増圧ポンプ
- ⊗ 止水バルブ

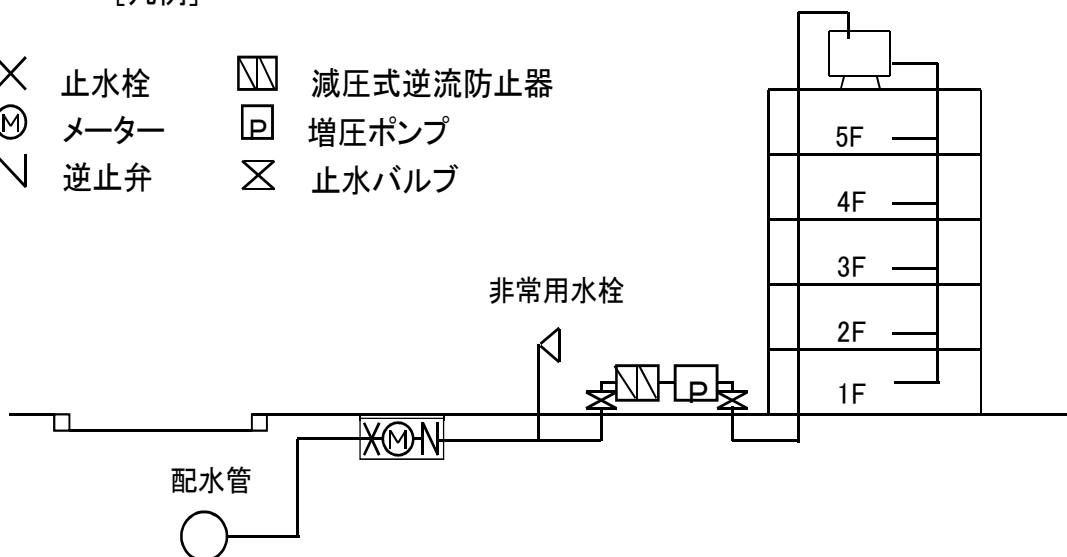


図7 直結直圧式と直結増圧式

店舗・事務所と集合住宅の例

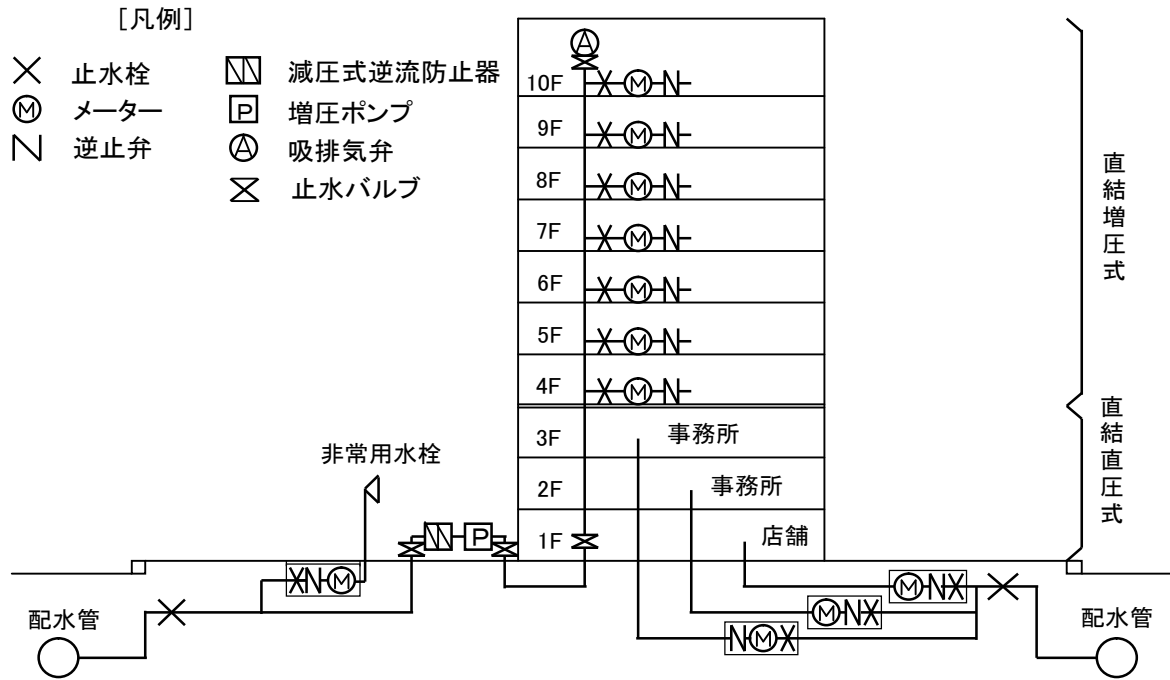
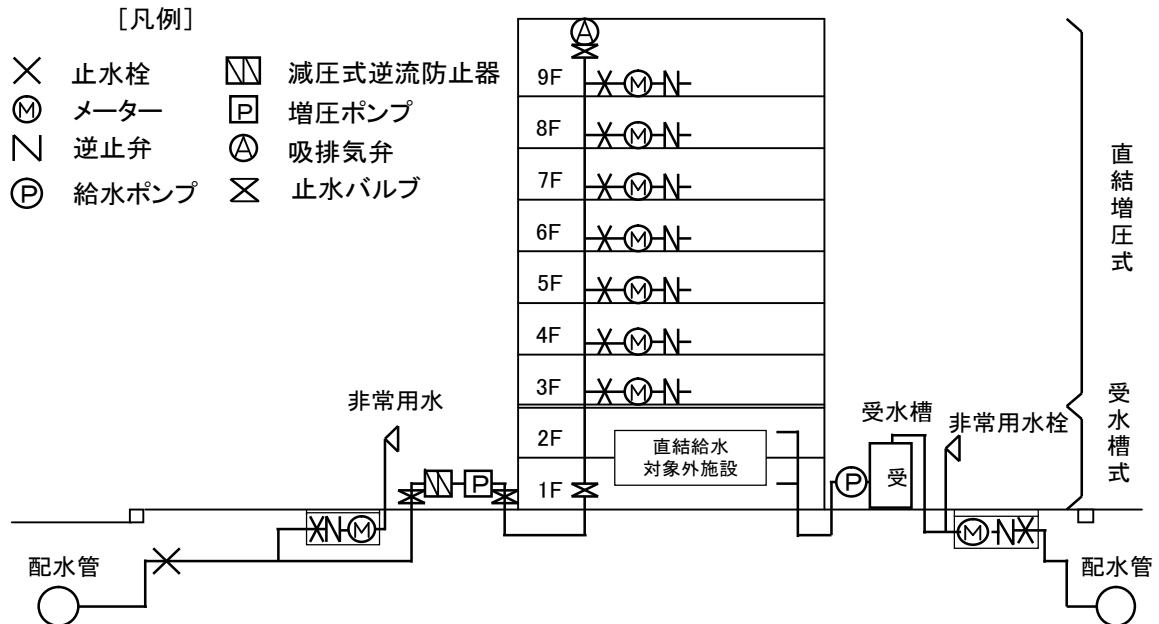


図8 直結増圧式と受水槽式

直結給水出来ない施設と集合住宅の例



3. 適用要件

(1) 対象地域

直結給水の対象地域は、配水管水圧が本基準に定める水圧を確保できる地域とする。

(2) 配水管水圧

0. 2 0MPa 以上の最小動水圧を確保している地域とする。

(3) 対象建築物

1)直結直圧式は、概ね5階までとし、配水管布設道路面より3階は8.0m程度、4階は11.0m程度、5階は14.0m程度とする。

2)直結増圧式は、概ね10階までとし、配水管布設道路面より10階は30.0m程度とする。

3)次の建物は、対象建築物から除く。

①災害時、事故等による断減水時にも、給水の確保が必要な建物。

②一時に多量の水を使用するとき、又は使用水量の変動が大きいとき等、配水管の水圧低下を引き起こすおそれがある建物。

③配水管の水圧変動にかかわらず、常時一定の水量、水圧を必要とする建物。

④薬品を使用する工場等、逆流によって配水管の水を汚染するおそれのある建物。

(4) 分岐対象配水管

分岐可能な配水管は、口径75mm以上とする。

(5) 分岐給水管

給水管の取出し口径は、配水管の2段落ちまでの口径とし、上限を75mmとすることを基本とする。これによらない場合は、別途協議すること。

4. 給水方式の併用

(1) 同一建物への給水方式が同一の場合は、配水管からの分岐は原則1ヶ所とする。ただし、給水方式を併用する場合は、それぞれに分岐することができる。

(2) 給水方式の併用を行う場合は、クロスコネクション（誤接続）等の事故を防止する配管形態とすること。

(3) 併用方式の維持管理を容易にするため、給水系統の識別ができるよう配管等に表示を行うこと。

1)配管の色

①直結直圧式・・・青色

②直結増圧式・・・黄色

③受水槽式・・・橙色

5. 事前協議

(1) 事前協議申請

中高層建物へ直結給水をしようとする者は、直結直圧給水事前協議申請書（様式第1号）又は直結増圧給水事前協議申請書（様式第2号）及び下記書類を企業団に提出し、事前協議を行うものとする。

1)位置図

2)計画使用水量の計算書

3)水理計算書

4)図面

(2) 事前協議回答

企業団は、申請者に事前協議による結果を直結直圧給水事前協議回答書（様式第3号）又は直結増圧給水事前協議回答書（様式第4号）により回答する。

6. 設計

(1) 計画使用水量

計画使用水量及び同時使用水量（瞬時最大使用水量）の算定は、庄内広域水道企業団給水装置工事設計施工指針第三章4. 計画使用水量による。

また、集合住宅の同時使用水量（瞬時最大使用水量）は、戸数式（BL基準）で算出する。

(2) 給水管口径

給水管口径は、計画瞬時最大使用水量時に管内流速が2.0 m/sec以下とする。

(3) メーター口径

メーターは、計画瞬時最大使用水量で適正な流量範囲を超えない口径とする。

(4) 水理計算

1)直結直圧式の水理計算

計画瞬時最大使用水量時に末端最高位の給水器具で0.03MPa、ただし給湯器、シャワーを設置する場合は、0.05MPaの水圧が確保されること。

$$P_0 \geq P_1 + P_2 + h$$

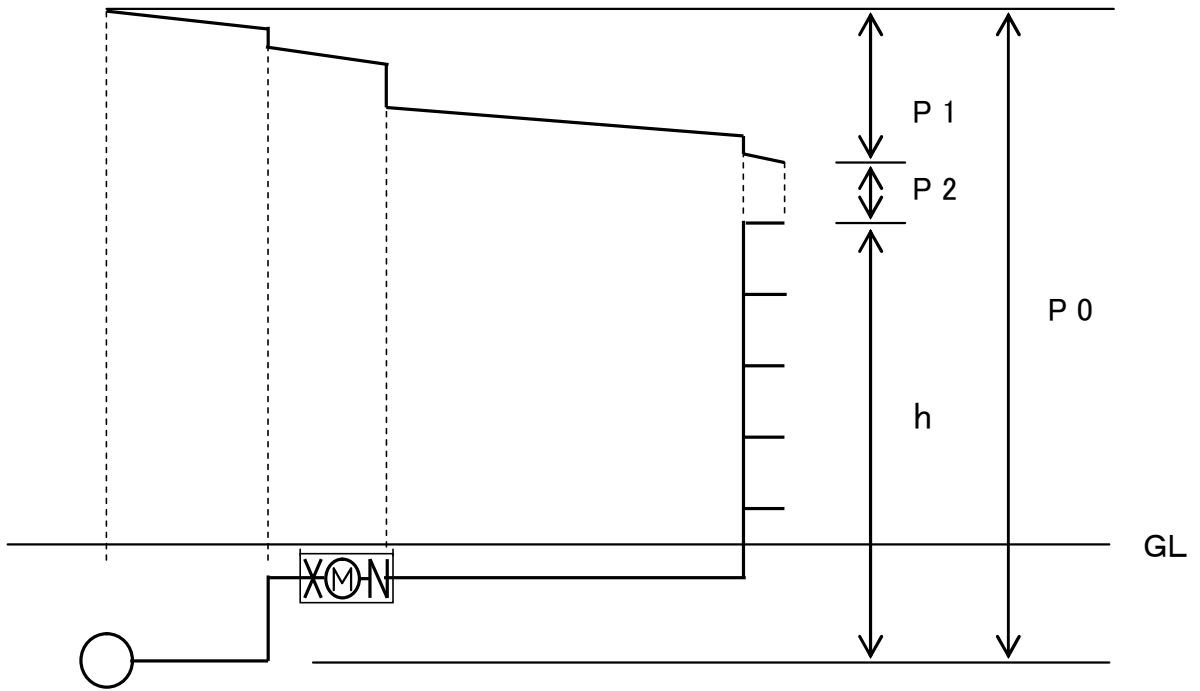
P_0 : 設計水圧

P_1 : 配水管から末端最高位の給水器具までの圧力損失

P_2 : 末端最高位の給水器具を使用するための必要最小動水圧 ≤ 0.03 & 0.05 MPa

h : 配水管と末端最高位の給水器具との高低差

直結直压式動水勾配線図

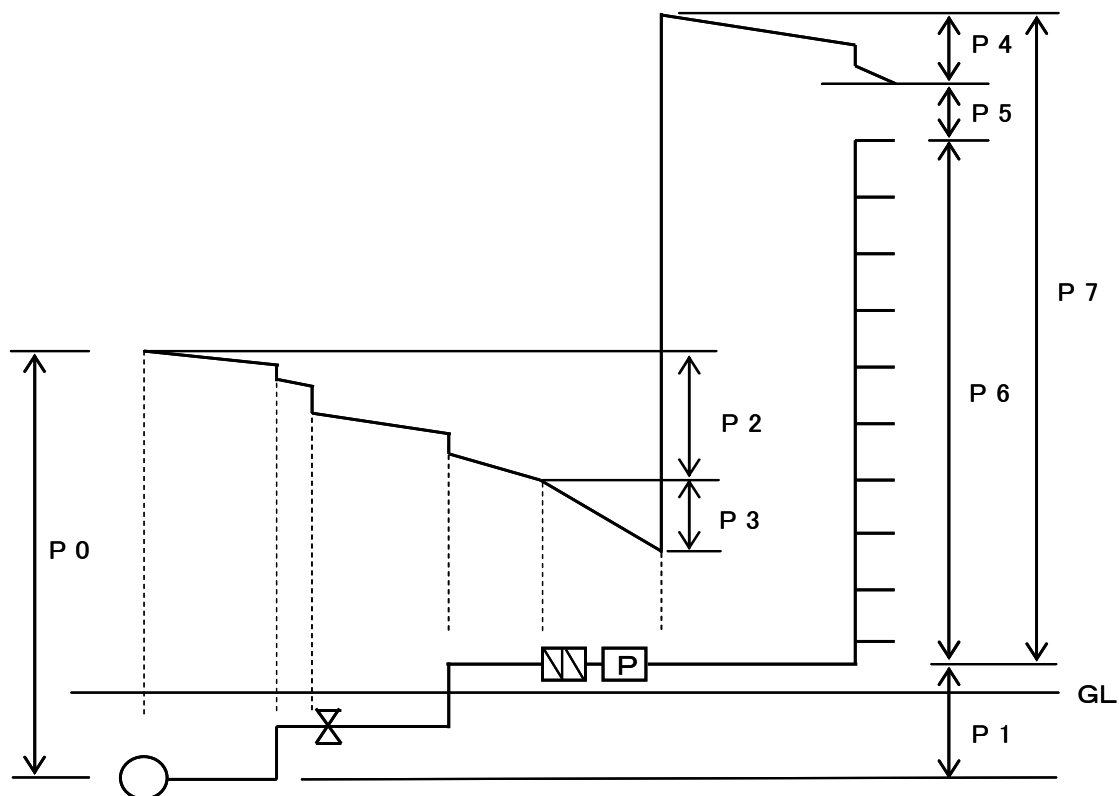


2)直結増圧式の水利計算

増圧装置の吐水圧は、計画瞬時最大使用水量時に末端最高位の給水器具を使用するために必要な最低圧力0.05MPa以上を確保できるように設定する。

- P 0 : 設計水圧 (配水管水圧)
- P 1 : 配水管と増圧装置との高低差
- P 2 : 減圧式逆流防止器一次側の給水器具の圧力損失
- P 3 : 減圧式逆流防止器及び増圧装置の圧力損失
- P 4 : 増圧装置二次側の給水器具の圧力損失
- P 5 : 末端最高位の器具を使用するための必要最小動水圧 $\leq 0.05\text{MPa}$
- P 6 : 増圧装置と末端最高位の器具との高低差による圧力損失
- P 7 : 吐出圧力設定値 ($= P 4 + P 5 + P 6$)

直結増圧式動水勾配線図



7. 給水装置の構造及び材質

(1) 増圧装置

- 1) 増圧装置は、水道用直結加圧形ポンプユニット（以下「ポンプユニット」という。）及び水道用減圧式逆流防止器（以下「逆流防止器」という。）で構成する。
- 2) ポンプユニット及び逆流防止器は、構造材質の基準に適合する日本水道協会規格 JWWA B 130、同規格 JWWA B 134 又は同等以上の性能を有するものとする。
- 3) 逆流防止器は、ポンプユニット1次側に設置する。
- 4) 増圧装置の1次側及び2次側に止水バルブを設置する。
- 5) 増圧装置の呼び径は、増圧装置1次側の口径と同口径又はそれ以下とする。また、メーターを増圧装置1次側に設置する場合の増圧装置の呼び径も、メーター口径と同口径又はそれ以下とする。
- 6) 1 給水管に対し1 増圧装置とする。
- 7) 設置場所は1階又は地階部分とし、浸水のおそれがなく、定期点検・保守作業が容易に行える場所に設置し、防音、防水、振動、凍結の対策を講ずるものとする。
- 8) 自動停止、復帰の設定圧力は次によること。
 - ① 自動停止の設定圧力⇒増圧装置流入設計水圧－0.05MPa
 - ② 自動復帰の設定圧力⇒増圧装置流入設計水圧

(2) 逆流防止装置

3階以上に給水装置を設ける場合、及び集合住宅で戸別にメーターを設置する場合は、1次側に開閉防止型ボール止水栓、メーターの2次側に単式逆止弁付メーターユニオンを設置する。

(3) 非常用水栓

直結増圧式で給水する場合は、増圧装置の故障及び停電時に備え、応急給水用の非常用水栓を増圧装置1次側に設置する。

(4) メーターの設置

- 1) 専用住宅の場合は、地付けメーターとする。
- 2) 3階以上の集合住宅は、地付け又は各階層パイプシャフト内に戸別にメーターを設置する。
- 3) 非常用水栓のメーターは単独に設置する。

(5) その他の給水装置

- 1) 立ち上り主管は、原則としてパイプシャフト内に配管し、立ち上り系統毎に止水装置を設置する。
- 2) 立ち上り主管の最上部に止水装置及び吸排気弁を設置し、必要な排水設備を設ける。
- 3) 増圧装置により低階層の給水圧力が過大となる場合は、減圧弁を設置する。
- 4) パイプシャフト内の配管等は、保温材等により適切な防寒措置を施すこと。

8. その他の留意事項

(1) 直結増圧式から、消火用設備、空調用設備等へ直接連結してはならない。

消火用設備に常時水を確保する必要がある場合は、専用の消火用水槽又は消火用補給水槽を設置すること。

(2) 水道連結型スプリンクラー設備は、直結増圧式には設置しないこと。

9. 受水槽式又は他の給水から直結給水への切替え

- (1) 受水槽式又は他の給水の既設建物を直結給水に切替える場合は、既設配管を再使用せず新設配管とすることが望ましいが、既設配管を再使用する場合は給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の基準適合品であること。

1)試験水圧

耐圧試験の水圧は、0.75MPaを2分間保持すること。

2)所要水頭

瞬時最大流量時に末端給水栓で水圧測定を行い、必要最小動水圧が確保されること。

3)水質試験

直結給水の切替え前において、味、臭気、濁り、残留塩素、PHを確認し、水質基準を満足していることを確認する。

採水方法は、毎分5Lの流量で5分間流して捨て、その後15分間滞留させたのち採水するものとする。

(2) 高置水槽への給水

直結給水の効果を十分発揮するため、高置水槽を経由しない給水方式を原則とする。

ただし、水圧試験が実施できない場合、高置水槽以下が給水装置の構造及び材質の基準に適合しない場合は、既設の高置水槽へ直結給水できる。

10. 給水装置の維持管理

(1) 給水条件承諾書の提出

申請者は、直結直圧給水条件承諾書（様式第5号）又は直結増圧給水条件承諾書（様式第6号）を給水装置工事申込時に企業団に提出するものとする。

(2) 維持管理

維持管理は、直結直圧給水条件承諾書（様式第5号）又は直結増圧給水条件承諾書（様式第6号）の内容に基づき、所有者が適正に行うものとする。

1)直結増圧給水の場合は、停電、故障等により増圧装置が停止した時は断水になることを使用者に周知すること。

2)増圧装置の機能を適正に維持するため、1年以内ごとに1回以上の点検を専門業者が行うこと。

3)警報装置の設置、管理者の連絡先の標示等、緊急時に迅速かつ的確な対応が図られるよう措置を講ずること。

11. 手続き

(1) 様式

1)様式第1号 直結直圧給水事前協議申請書

2)様式第2号 直結増圧給水事前協議申請書

3)様式第3号 直結直圧給水事前協議回答書

4)様式第4号 直結増圧給水事前協議回答書

5)様式第5号 直結直圧給水条件承諾書

6)様式第6号 直結増圧給水条件承諾書

裏面 直結増圧装置における維持管理について

(2) 変更等の届出

1)下記事項に該当する場合は、直結給水事前協議の再協議申請を行うこと。

- ①建物規模等大幅な変更、当初の許可条件から変更する場合。
 - ②直結給水事前協議の回答日から有効期限2年を超える場合。
- 2)下記事項に該当する場合は、給水装置工事設計変更申請を行うこと。
- ①計画使用水量に変更が生じた場合。
 - ②給水装置工事申込み後、給水管の口径に変更が生じた場合。

附則

この基準は、令和8年4月1日から施工する。

直結増圧給水事前協議(再協議)申請書

年 月 日

庄内広域水道企業団 企業長 様

申請者 住 所

氏 名

電話番号

指定給水装置工事事業者

下記の建物に直結増圧給水を行いたいので、事前協議(再協議)を申請します。

給水装置番号		建 物 名 称	
装 置 場 所			
建 物 概 要 給 水 概 要	建物用途	<input type="checkbox"/> 一戸建て専用住宅	<input type="checkbox"/> 集合住宅(アパート・マンション)
		<input type="checkbox"/> 店舗付き住宅	<input type="checkbox"/> その他 ()
	建築物	<input type="checkbox"/> 新築 階高 m	<input type="checkbox"/> 改築 階高 m
	建築階高	地上 階	地下 階
	給水階高	地上 階	地下 階
	給水装置	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 改造
	給水戸数	戸	給水栓数 栓
方式併用	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 有 ()		
工 期	年 月 ~ 年 月		
計 画 水 量	計画使用水量 ℓ/日	瞬時最大流量 ℓ/min (ℓ/sec)	
分 岐 口 径	配水管 DIP,VP,HPPE,その他 φ mm × 給水管 φ mm		
添 付 書 類	①位置図 ②計画使用水量の計算書 ③水理計算書 ④図面 ⑤その他		
ポンプ型式	メーカー名	型 式 名	
ポンプ仕様	ポンプ口径 mm	最大給水量 ℓ/min	
備 考			

直結直圧給水事前協議(再協議)回答書

年 月 日

申請者 住 所

氏 名 様

庄内広域水道企業団 企業長 ㊟

年 月 日付けで申請ありました直結直圧給水事前協議(再協議)について、次のとおり回答します。

給水装置番号		建 物 名 称	
--------	--	---------	--

装 置 場 所	
---------	--

回答内容

当該建物の直結直圧給水について調査・検討の結果

- 直結直圧給水が可能ですので、下記内容を厳守し設計を行って下さい。
 - 配水管の切替工事及び事故等、計画的あるいは緊急に断水・減水・濁り水等を伴うことがありますので、給水方式による長所・短所を十分考慮のうえ最適な給水方式を採用して下さい。
 - 給水装置の設計に当たっては、給水装置工事設計施工指針及び中高層建物直結給水施行基準に基づいて下さい。
 - 給水装置工事中込み時に、直結直圧給水条件承諾書(様式第5号)を添付すること(再協議は不要)
 - 建築規模等に変更がある場合は、再協議を行うこと。
 - その他

- 下記理由により直結直圧給水が不可能ですので、他の給水方式を採用して下さい。
 - 直結直圧給水対象外建物です。
 - 当該地は、申請物件に必要とする水圧が確保されていません。
 - 当該地の配水管に影響を与えるため、直結直圧給水が不可能です。
 - その他の理由

指定給水装置工事事業者

直結増圧給水事前協議(再協議)回答書

年 月 日

申請者 住 所

氏 名 様

庄内広域水道企業団 企業長 ㊟

年 月 日付けで申請ありました直結増圧給水事前協議(再協議)について、次のとおり回答します。

給水装置番号	第	号	建 物 名 称
--------	---	---	---------

装 置 場 所	
---------	--

回答内容

当該建物の直結増圧給水について調査・検討の結果

- 直結増圧給水が可能ですので、下記内容を厳守し設計を行って下さい。
 - 配水管の切替工事及び事故等、計画的あるいは緊急に断水・減水・濁り水等を伴うことがありますので、給水方式による長所・短所を十分考慮のうえ最適な給水方式を採用して下さい。
 - 給水装置の設計に当たっては、給水装置工事設計施工指針及び中高層建物直結給水施行基準に基づいて下さい。
 - 給水装置工事中込み時に、直結増圧給水条件承諾書(様式第6号)を添付すること(再協議は不要)
 - 建築規模等に変更がある場合は、再協議を行うこと。
 - その他

- 下記理由により直結増圧給水が不可能ですので、他の給水方式を採用して下さい。
 - 直結直圧給水対象外建物です。
 - 当該地は、申請物件に必要とする水圧が確保されていません。
 - 当該地の配水管に影響を与えるため、直結増圧給水が不可能です。
 - その他の理由

指定給水装置工事事業者

直結直圧給水条件承諾書

年 月 日

庄内広域水道企業団 企業長 様

給水装置番号		建物名称	
装置場所			
申込者 (所有者)	住所		
	氏名		
	電話番号	-	-
管理者	住所		
	氏名		
	電話番号	-	-

直結直圧給水を行うにあたり、下記の条件を承諾します。

記

1. 使用者への周知について
 - ①計画的及び緊急的断水の際に、水の使用ができなくなること。
 - ②計量法に基づく水道メーターの取替及び水道メーターの異常等による取替の際に断水すること。
 - ③入館規制のある建物は、検針及び開閉栓業務等で入館する許可を企業団に与えてあること。
2. メーター交換について

計量法に基づく水道メーターの交換及び水道メーターの異常等による取替で断水すること。
3. 入館の許可について

水道メーターの交換、検針及び開閉栓業務等で入館する許可を企業団に与えること。
4. 損害賠償について

直結直圧給水の施行に起因して、逆流又は漏水等が発生し、企業団若しくはその他の使用者に損害を与えた場合は、責任をもって補償すること。
5. 既設配管使用の責任について

既設の給水装置を使用して直結直圧給水を施行した場合、これに起因する漏水等の事故については所有者(設置者)又は使用者の責任において解決するとともに、企業団の指示により速やかに改善すること。
6. 所有者等の変更の届出について

給水装置の所有者または管理人を変更するときは、変更後の所有者又は管理人にこの条件承諾事項を継承し、企業団に届け出ること。
7. 関係法令の遵守

上記各項のほか、取扱い上必要な事項は、水道法及び庄内広域水道企業団給水条例等の関係法令を遵守すること。

直結増圧給水条件承諾書

年 月 日

庄内広域水道企業団 企業長 様

給水装置番号	建物名称
装置場所	
中込者 (所有者)	住所
	氏名
	電話番号
管理者	住所
	氏名
	電話番号

直結増圧給水を行うにあたり、下記の条件を承諾します。

記

1. 使用者への周知について
 - ①直結増圧装置の故障等の緊急時に備え、管理者の連絡先を明示し周知を図ること。
 - ②停電、故障等により増圧装置が停止し、断水及び濁水が生じた場合は、非常用水栓を使用すること。
 - ③計画的及び緊急的断水の際に、水の使用ができなくなること。
 - ④計量法に基づく水道メーターの取替及び水道メーターの異常等による取替の際に断水すること。
 - ⑤入館規制のある建物は、検針及び開閉栓業務等で入館する許可を企業団に与えてあること。
2. 定期点検等について

直結増圧装置の機能を適正に保つため、1年以内ごとに1回以上の定期点検を専門業者が行うとともに、必要に応じ保守点検や修繕を行うこと。
3. メーター交換について

計量法に基づく水道メーターの交換及び水道メーターの異常等による取替で断水すること。
4. 入館の許可について

水道メーターの交換、検針及び開閉栓業務等で入館する許可を企業団に与えること。
5. 損害賠償について

直結直圧給水の施行に起因して、逆流又は漏水等が発生し、企業団若しくはその他の使用者に損害を与えた場合は、責任をもって補償すること。
6. 既設配管使用の責任について

既設の給水装置を使用して直結直圧給水を施行した場合、これに起因する漏水等の事故については所有者(設置者)又は使用者の責任において解決するとともに、企業団の指示により速やかに改善すること。
7. 関係法令の遵守

上記各項のほか、取扱い上必要な事項は、水道法及び庄内広域水道企業団給水条例等の関係法令を遵守すること。

直結増圧装置における維持管理について

この建物の水道には、直結増圧装置が設置されていますが、この装置を設置した場合、適正な維持管理を行わないと給水に支障が生じることがあります。

つきましては、次の事項を十分ご理解のうえ、使用するよう心がけて下さい。

1. 給水装置の維持管理上の注意事項

- (1)直結増圧装置を含む給水設備は水道法上の給水装置であり、庄内広域水道企業団給水条例第20条により管理上の責任は所有者、使用者の方々ご自身にあります。
- (2)正常な給水、逆流の防止等、装置の機能維持の観点から、増圧装置について1年以内ごとに1回以上の定期的な保守点検を行う必要があります。
- (3)増圧装置の周囲は常に清潔に保ち、雨水や汚水などに設備が水没することのないように注意して下さい。
- (4)地震、その他の異常があった場合など必要と認められるときは、そのつど点検を行って下さい。
- (5)給水装置の改造、修繕工事などの工事を行うときは、庄内広域水道企業団指定給水装置工事業者に依頼して下さい。
- (6)メーターの設置については、交換作業が容易に行え、また検針に支障がないようにして下さい。

2. 事故及び故障時の対応

- (1)ポンプ停止等、装置の故障の修理等は、増圧装置の製造業者が対応します。
緊急時の連絡先は、装置に明示してありますので確認して置いて下さい。
- (2)停電及び増圧装置の故障等により、給水に支障が生じた場合でも、配水管の水圧が通常どおりであれば、通電又は修理が完了するまで1階に設置している非常用水栓が使用できます。
- (3)企業団の工事等により断水や濁水が発生する場合は、あらかじめ水の汲み置き等をお願いします。

3. 賃貸する場合

この装置を設置した建物を第三者に賃貸する場合は、使用者等にこの装置の使用上の注意等を周知させて下さい。

4. 損害の賠償

この装置に起因して逆流又は漏水が発生し損害が生じた場合、所有者にて解決して下さい。

5. 調査の承諾と改善指示の履行

この装置の構造、材料及び維持管理状況等に関し、企業団が必要と認めるときは調査させていただきます。また、調査の結果不適正な場合は、改善の指導を行いますので指定期間内に改善して下さい。

6. 所有者又は管理者の変更の届出

所有者又は管理者に変更があった場合は、速やかに企業団に届け出て下さい。

受水槽以下設備の指導基準

1. 目的

受水槽以下の設備は水道法（以下「法」という。）に規定する給水装置に該当するものではないが、飲用水を供給するという観点から、設計及び施工に関し基準を定め、構造及び材質の安全、水質の保全を期すことを目的とする。

2. 定義

受水槽以下設備とは、企業団で供給する水道水のみを水源とし、受水槽式給水により給水される設備をいう。

3. 適用範囲

企業団で供給する水道水のみを水源とし、受水槽式給水により給水される施設に適用する。

(1) 簡易専用水道

法第3条第7項に定める受水槽の有効容量の合計が10³m³を超え、法適用を受けるもの。

(2) 小規模貯水槽水道

受水槽の有効容量が10³m³以下で法適用を受けないもの。

「山形県飲用井戸等衛生対策要領」が適用される。

4. 事前協議

(1) 事前協議申請

受水槽式給水をしようとする者は、受水槽式給水事前協議申請書（様式第1号）に下記書類を添付し、企業団と事前協議を行うものとする。

1)位置図

2)計画使用水量の計算書

3)水理計算書

4)図面

①給水装置工事設計図

②受水槽詳細図（吐水口空間、有効水深等）

(2) 事前協議回答

企業団は、申請者に事前協議による結果を受水槽式給水事前協議回答書（様式第2号）により回答する。

5. 設計

(1) 容量

1)受水槽の有効容量は、計画一日使用水量の4/10～6/10程度とする。

2)高置水槽を設置する場合の有効容量は、計画一日使用水量の1/10程度とする。

(2) 構造・材質

受水槽の構造、材質は、建築基準法等に基づくものとし、保守点検が容易にでき、水槽内の水が汚染されず、十分な強度を有し、水密性に富むものであること。材料は、FRP（ガラス繊維強化ポリエステル）、鋼板、ステンレス等がある。

1)受水槽の保守点検が外部から容易にかつ安全にできるよう、上部100cm以上、底、周壁60cm以上の空間を設け、建築物の床版や外壁などと兼用しないこと。

2)受水槽には槽内の保守点検の為、出入りが容易な位置にマンホール（直径60cm以上）を設け、足掛金物を取り付ける。

3)マンホールは、外部から有害なものが入らないよう密閉型で周囲より10cm以上高く、点検等を

行う者以外の者が容易に開閉できないよう施錠できる構造とする。

4)オーバーフロー管は、流入水量を十分に排出できる管径とし、排水口は間接排水とするため開口し、管端部はほこりその他衛生上有害なものが入らない状態で、虫等の侵入を防ぐため防虫網を取り付ける。

5)通気管は、通気のために必要な有効断面積を有し、管端部はほこりその他衛生上有害なものが入らない状態で、虫等の侵入を防ぐため防虫網を取り付ける。

6)水抜管は、槽底に取り付け、短時間に排水出来るよう排水溝、排水ピットなどを設け、排水口は間接排水とし、管端部はほこりその他衛生上有害なものが入らない状態で、虫等の侵入を防ぐため防虫網を取り付ける。

7)受水槽の上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等は設置しないこと。

8)ボールタップは、逆流防止のための十分な吐水口空間を確保し、流入管には止水器具を設置する。

9)停滞水が生じないように、流入口と流出口は近接していないこと。容量が大きい受水槽で停滞水のおそれがある場合は、有効な導流壁を設ける等の措置を講じる。

10)点検、清掃時に断水を避けるため、二槽式か隔壁を設置することが望ましい。

11)受水槽、高置水槽には、満水・減水警報装置を設置すること。

12)受水槽及び関連配管には、当該施設以外の配管設備と連結しないこと。

(3) 設置場所

1)受水槽の設置は、地上式、半地下式、又は床置きとし、外部から容易かつ安全に保守点検ができるようにする。

2)受水槽を地中に設置する場合、衛生上有害なものの貯留、又は処理に供する施設までの水平距離が5 m未満の場合は、受水槽の周囲に必要な空間を確保すること。

(4) 非常用水栓

1)応急給水用の非常用水栓を受水槽1次側に設置する。

2)受水槽以下の設備を使用する集合住宅における各戸検針を行う場合は、非常用水栓のメーターを単独で設置する。

6. 受水槽以降の給水

1)受水槽以下設備の設置、構造は、建築基準法施行令第129条の2の4による。

2)高置水槽の高さは、建物最上階の給水栓から上部5 m以上の位置を水槽の低水位とする。

3)高置水槽には、受水槽以下設備以外の配管設備を直接連結してはならない。

7. 届出

(1) 受水槽を設置した場合は、受水槽施設申請書(様式第3号)を提出すること。また、受水槽の変更又は廃止したときも同様とする。

(2) 簡易専用水道

1)簡易専用水道を設置したときは、各市町の衛生部局にて規定されている簡易専用水道管理指導要綱等(以下「要綱」という。)に定める簡易専用水道設置届出書(要綱様式第1号)に簡易専用の施設概要(要綱様式第2号)を添付して届け出なければならない。

2)前項の届け出の記載事項又は設備の構造等に変更があったときは、簡易専用水道構造等変更届出書(要綱様式第3号)又は簡易専用水道氏名等変更届出書(要綱様式第4号)を届け出なければならない。

3)簡易専用水道の使用を休止、又は廃止したときは簡易専用水道休止(廃止)届出書(要綱様式第5号)を届け出なければならない。

8. 維持管理

1)受水槽以下の給水設備の維持管理は、特定建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和4

5年法律第20号、以下「ビル管理法」という。)に該当する建物は、定期的な水質の検査の実施など法に基づき、所有者又はその権限を有する者が責任を持って行わなければならない。

2)水道法の適用を受ける簡易専用水道がビル管理法と重複する場合は、ビル管理法を優先する。

9. 様式

1)様式第1号 受水槽式給水事前協議申請書

2)様式第2号 受水槽式給水事前協議回答書

3)様式第3号 受水槽施設申請書

4)要綱様式第1号 簡易専用水道設置届出書

5)要綱様式第2号 簡易専用水道の施設概要

6)要綱様式第3号 簡易専用水道構造等変更届出書

7)要綱様式第4号 簡易専用水道氏名等変更届出書

8)要綱様式第5号 簡易専用水道休止（廃止）届出書

要綱等は、各市町にて定められており、様式も統一されていないため、各市町の規定に沿った届出を行うこと。

様式第1号

受水槽式給水事前協議申請書

年 月 日

企業長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号 ()

指定給水装置工事業者

下記の建物に受水槽式給水を行いたいのので、事前協議を申請します。

給水装置番号	第	号	建 物 名 称	
装 置 場 所				
建 物 概 要	建物用途	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 集合住宅(戸) <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 旅館 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他()		
	建築物	<input type="checkbox"/> 新築 階高 m <input type="checkbox"/> 改築 階高 m		
	建築階数	地上 階 地下 階		
建物の使用用途				
工 期	年 月 ~ 年 月			
計 画 水 量	計画使用水量 ℓ/日		瞬時最大流量 ℓ/min	
分 岐 口 径	配水管 DIP・VP・HPPE・その他 φ mm × 給水管 φ mm			
添 付 書 類	①位置図 ②計画使用水量の計算書 ③水理計算書 ④給水装置工事設計図 ⑤受水槽詳細図(吐水口空間、有効水深等)			
備 考				

様式第3号

受水槽施設申請書

		地区 コード			NO.			
提出日	年 月 日		申請区分		新設・改造・撤去・その他			
受水槽区分	簡易専用水道・小規模受水槽							
対象建築物	名称							
	所在地	〒			TEL			
					FAX			
	建物概要	棟数	棟	階数	地上 階 / 地下 階		戸数	戸
		用途	共同住宅・学校・工場・事務所・店舗・併用住宅・病院・旅館 その他()					
給水環境	遠隔 メーター	あり・なし	親メーター 口径	mm		客戸 メーター 口径	mm	
	配水管種		配水管口径		給水管種		給水管口径	
設置者	氏名(名称)							
	所在地	〒			TEL			
			FAX					
管理者	氏名(名称)							
	所在地	〒			TEL			
			FAX					
施設概要		有効容量(全容量)	材質	屋内外別	設置状況	設置年月日		
	受水槽	m ³ (m ³)	FRP	屋内・ 屋外	EX)駐車場、地下	年 月 日		
	高置水槽	m ³ (m ³)				年 月 日		
		m ³ (m ³)				年 月 日		
滅菌施設	あり・なし							
給水方式								
備考								
施工事業者名								
廃止年月日	年 月 日							

※ 記入内容

材 質:FRP・鋼板・ステンレス等

場 所:屋内・屋外

設置状況:受水槽は地上式・半地下式・床置き等、高置水槽は塔屋・屋上等

給水方式:高置水槽式・圧力タンク式・加圧ポンプ式等

要綱様式第1号（第4条関係）

簡易専用水道設置届出書

年 月 日

様

設置者

住所

（法人にあつては主たる事務所の所在地）

氏名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

簡易専用水道の設置について、鶴岡市簡易専用水道管理指導要綱第4条の規定により、別添のとおり届け出します。

（添付書類）

- ① 簡易専用水道の施設概要
- ② 建築物の位置図（住宅地図の写し等）
- ③ 受水槽、高置水槽の配置図及び構造図等

簡易専用水道の施設概要

設置者等

建築物	名称					
	所在地	〒			電話	
					FAX	
	特定建築物該当の有無	有・無	用途		備考	
設置者	氏名（名称）					（担当係等： ）
	住所	〒			電話	
					FAX	
管理者	氏名（名称）					（担当係等： ）
	住所	〒			電話	
					FAX	

施設概要

	有効容量（全容量）	材質	屋内外別	設置状況	設置年月日	その他
受水槽	() m ³					
	() m ³					
	() m ³					
副	() m ³					
	() m ³					
高置水槽	() m ³					
	() m ³					
	() m ³					
	() m ³					
	() m ³					
受水槽有効容量計	m ³	滅菌装置	有・無	方法薬品等		
水源給水道事業体			計画一日平均使用水量		m ³	

（注）

- 1 特定建築物：ビル管理法の適用を受ける建物で、延べ床面積3,000平方メートル以上、及び延べ床面積8,000平方メートルの学校。
- 2 用途：百貨店、図書館、博物館、店舗、事務所、学校、旅館、アパート、病院、等を記入する。
- 3 備考：国建物、県営住宅、市町村住宅、市町村小中学校、等を記入する。
- 4 材質：コンクリート、FRP、ステンレス、等を記入する。
- 5 設置状況：受水槽と副受水槽については、地下式、地上式、半地下式、等を記入する。
高置水槽については、塔屋、地下式、屋上、等を記入する。
- 6 その他：受水槽と副受水槽については、中仕切2槽式、消防設備、等を記入する。
高置水槽については、落差式、加圧給水式、圧力タンク式、圧送式、等を記入する。

要綱様式第3号（第4条関係）

簡易専用水道構造等変更届出書

年 月 日

様

設置者
住所
(法人にあつては主たる事務所の所在地)

氏名
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

簡易専用水道の位置又は主要な構造を変更しましたので、鶴岡市簡易専用水道管理指導要綱第4条の規定により、下記のとおり届け出します。

記

簡易専用水道を設置している建築物	名 称	
	所在地	
位置又は主要な構造の変更事項	変更前	
	変更後	
変 更 年 月 日		
変 更 理 由		

(添付書類)

構造等の変更の場合、変更に係る図面

要綱様式第4号（第4条関係）

簡易専用水道氏名等変更届出書

年 月 日

様

設置者

住所

（法人にあつては主たる事務所の所在地）

氏名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

簡易専用水道の設置者の氏名又は住所を変更しましたので、鶴岡市簡易専用水道管理指導要綱第4条の規定により、下記のとおり届け出します。

記

簡易専用水道を設置している建築物	名 称	
	所在地	
氏名又は住所の変更事項	変更前	
	変更後	
変 更 年 月 日		
変 更 理 由		

要綱様式第5号（第4条関係）

簡易専用水道休止（廃止）届出書

年 月 日

様

設置者

住所

（法人にあつては主たる事務所の所在地）

氏名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

簡易専用水道を休止（廃止）しましたので、鶴岡市簡易専用水道管理指導要綱第4条の規定により、下記のとおり届け出します。

記

簡易専用水道を設置 している建築物	名 称	
	所在地	
休 止 又 は 廃 止 年 月 日		
休 止 （ 廃 止 ） の 理 由		

庄内広域水道企業団加入金制度事務取扱要綱

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、庄内広域水道企業団給水条例（令和 8 年企業団条例第〇号。以下「条例」という。）

第 12 条に規定する加入金及び第 37 条に規定する加入金の減額及び免除について、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 給水装置 需要者に水を供給するために配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- (2) 給水装置工事 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去工事をいう。水道メーター（以下「メーター」という。）の口径変更は改造工事に含む。
- (3) 施工指針 庄内広域水道企業団給水装置工事設計施工指針をいう。

(加入金の納入等)

第 3 条 条例第 12 条第 1 項に規定する承認までとは、給水装置工事申請の決裁終了後、加入金を納入することで承認とし、承認後着工することができるものとする。

(加入金の取り扱い)

第 4 条 メーター口径を増口径する工事の加入金の額は、既存のメーター口径に該当する金額と新たに設置するメーター口径に該当する金額の差額とする。

2 条例第 12 条第 3 項ただし書の規定については、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 工事着手前に工事を取りやめた場合は、給水装置工事中止届出書（施工指針様式第 14 号）を提出し承認を得ることができた場合、既に納付された加入金の全額を還付する。
- (2) 工事中に設計変更が生じメーター口径が減口径となった場合は、給水装置工事設計（変更）審査申請書（施工指針様式第 2 号）を提出し承認を得ることができた場合、その加入金と既に納付された加入金の差額を還付する。

(加入金の免除と範囲)

第 5 条 条例第 37 条の規定による加入金の免除は、企業長に給水装置工事申請にて新設工事と撤去工事を各々同時に提出し承認を得ることができた場合とする。

2 加入金を免除できる範囲は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 給水装置の所有者が、既設の給水装置を撤去し、同時に給水装置を新設するときは、既設のメーター口径に係る金額の範囲内とする。
- (2) 複数のメーターを一つのメーターに、又は一つのメーターを複数のメーターに変更するときは、既設のメーター口径に係る金額の範囲内とする。ただし、一つのメーターを複数のメーターに変更するときは、1 画地の中でのみ有効とする。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、企業長が特に必要と認めるとき。

3 前項において、新たなメーター口径に係る金額又は合計額が既設のメーター口径に係る金額又は合計額を上回るときは、その差額を納入しなければならない。

4 第 2 項において、新たなメーター口径に係る金額又は合計額が既設のメーター口径に係る金額又は合計額を下回るときは、その差額について返還しない。

5 宅地開発等により新設される消火栓で、工事竣工後に直ちに企業長に寄附する場合は免除する。

6 第 2 項の規定の適用を受けようとする者は、企業長の承認を得なければならない。

7 仮設工事の申請があった場合、第 1 項の規定によらず、加入金を免除することができる。

(補 則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、加入金についての必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。